

公契約条例に係る意見聴取について

【期 間】 平成 29 年 2 月 16 日（木）～ 3 月 28 日（火）

【実施方法】 団体については、市内工事及び委託事業者の団体を直接訪問、委託関係については意見交換会を開催し意見を伺った。

【対 象 者】

工事関係： 4 団体

委託関係： 2 団体、15 社（平成 28 年度厚木市公契約条例対象案件受注事業者）

【労働報酬下限額の適用範囲拡大等に係る主な意見等】

◆工事事業者

- ・ 条例制定はしないでほしいという考え方があった。
- ・ 条例自体をやめてほしいというのが本音であり、意向としては反対。
- ・ 議会案件（1 億 5 千万円以上）でお願いはしたが、協議の結果、工事については 1 億円以上でまとまった。
- ・ 適用範囲の拡大はしないでほしい。せめて現状維持でお願いしたい。
- ・ 受注費用が少ないなかでやっていくのは厳しい。
- ・ 事業者の負担と経費の問題がある。
- ・ 市には労働状況台帳の書式等、簡略化ではかなり気を使っているが、まだ事業者には負担になっている。
- ・ 労働状況台帳の提出は手間がかかり、受注費用が少ないと負担が大きくなる。
- ・ 適用範囲を拡大すれば、請負う事業者が増えるが、小規模の事業者は人も少ないので負担も大きく難しい。

◆委託事業者

- ・ 現状でも十分厳しい状況なので予算の増加がない限り、適用範囲の拡大は難しい。
- ・ 全案件について適用していただきたい。労働報酬下限額の適用ありと適用なしでは、格差が出るので平等ではない。事業者も労働者も非常に混乱する。
- ・ 労働状況台帳は引き続きメールでの提出をお願いしたい。
- ・ 労働状況台帳の提出回数を少なくしてほしい。
- ・ 市で周知用のポスター、チラシの案を用意してほしい。
- ・ 「公契約条例」という言葉に馴染みがない。周知には「厚木市の最低賃金は〇〇円～厚木市公契約条例～」というように、工夫をした方がよい。
- ・ 最低賃金のようにこれだけは知っていてほしい内容をポスター等にして掲示義務化した方がいい。
- ・ 公契約条例については、どの事業者も細心の注意を払っているし、採用時の説明、変更された際も漏れなく説明している。
- ・ 労働報酬下限額はいつまで続けるのか、また、どの金額まで上げるのか。